産地活性化総合対策事業実施要領の制定について

22生産第10890号 平成23年4月1日 生産局長通知

改正 平成23年9月1日 23生産第4304号 改正 平成24年4月6日 23生産第6155号 改正 平成25年5月16日 25生産第169号 改正 平成26年4月1日 25生産第3436号 改正 平成27年4月9日 26生産第3337号 改正 平成27年9月30日 27生産第1842号 最終改正 平成28年4月1日 27生産第2904号 最終改正 平成28年4月1日 27政統第945号

産地活性化総合対策事業実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10890号農林水産省 生産局長通知)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本事業の実 施につき、適切な指導を願いたい。

産地活性化総合対策事業実施要領

I 新品種·新技術活用型產地育成支援事業

第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産 事務次官依命通知。以下「要綱」という。)別表1の新品種・新技術活用型産地育成支 援事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業は、日本再興戦略に基づき、品目別に策定した「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」(平成25年12月11日公表。以下「品目別方針」という。)を具体化し、「強み」のある産地形成を図るため、実需者をはじめとした関係者のコーディネート、品種・技術等の特性・有用性の分析評価等の取組を支援する「産地ブランド発掘事業」、実需者、生産者、行政等が一体となったコンソーシアムが行う新品種等の生産技術の確立・普及、知財活用にいたる産地化の取組を総合的に支援する「地域コンソーシアム支援事業」、新品種等の種苗を早期に供給するための体制づくりに向けた取組を支援する「種苗供給円滑化事業」及びマーケットインに対応した園芸産地育成など多様な取組を支援する「新品種・新技術活用環境整備事業」から構成される。

また、「農畜産業機械等リース支援事業(新品種・新技術活用型)」において、成果 目標の達成のために「地域コンソーシアム支援事業」又は「種苗供給円滑化事業」と一 体的に実施する必要のある農業機械等のリース導入を支援する。

各事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 産地ブランド発掘事業
 - (I) に定めるとおりとする。
- 2 地域コンソーシアム支援事業
 - (Ⅱ) に定めるとおりとする。
- 3 種苗供給円滑化事業
 - (Ⅲ) に定めるとおりとする。
- 4 新品種・新技術活用環境整備事業
 - (IV) に定めるとおりとする。
- 5 農畜産業機械等リース支援事業(新品種・新技術活用型)
 - (V) に定めるとおりとする。
- 第3 新品種・新技術活用産地育成プログラム
 - 1 新品種・新技術活用産地育成プログラムの策定

要綱別表1のⅡ、Ⅲ及びVの事業を実施する場合は、要綱第5の1の(1)に基づき、品目別方針の内容に沿った新品種・新技術活用産地育成プログラム(以下「プログラム」という。)を別紙様式第1号により策定するものとする。

また、プログラムには、事業実施主体の構成員と役割分担、事業対象品目、導入する新品種・新技術等の概要、成果目標、事業費、事業実施期間その他別紙様式第1号に掲げる項目を記載するものとする。

なお、プログラムの策定においては、水田フル活用ビジョン(経営所得安定対策等 実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)第2の 2に規定する水田フル活用ビジョンをいう。)、野菜の産地強化計画(「野菜の産地 強化計画の策定について」(平成13年11月16日付け13生産第6379号生産局長通知)第 1に規定する産地強化計画をいう。)、果樹産地構造改革計画(「果樹産地構造改革 計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号生産局長通知)第1に規定す る果樹産地構造改革計画をいう。)等の産地振興を図る他の計画等との整合を図るこ ととする。

2 プログラムの成果目標

(1) プログラムの成果目標については、本事業の対象品目及びその加工品の事業実施 地区全体の販売額(消費税相当額を除く。以下同じ。)とし、成果目標とする販売 額は原則として1億円以上かつ事業実施前の販売額の110%以上とする。

ただし、加工品の販売を行わない場合には、成果目標とする販売額は、対象品目の販売額が原則として2千5百万円以上かつ事業実施前の販売額の110%以上とする。

(2) プログラムの目標年度は、新規にプログラムの承認を受けた年度から5年以内とする。

ただし、地域で新規に取り組む作物又は果樹については8年以内、茶については7年以内、畜産物については6年以内とする。

3 プログラムの承認

- (1) 事業実施主体は、1により策定したプログラムを地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)又は政策統括官(以下「政策統括官」という。)(以下「生産局長等」という。)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1) によりプログラムの承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別紙様式2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の者に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。
- (3) プログラムの変更のうち成果目標の変更、要綱別表1の事業の内容欄の取り組みの追加又は中止、事業種類ごとの毎年の補助事業費又は事業量の3割を超える変更、事業実施主体の構成員の減少又は生産者以外の構成員の追加は、(1) に準じて行うものとするが、成果目標の引下げを伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。また、新たな取組を追加して実施する場合には成果目標を上方修正するものとする。

なお、事業実施主体の構成員(生産者に限る)の追加については、地方農政局長への届出のみで足りるものとする。

4 プログラムの実施状況の報告

- (1) 事業実施主体はプログラムの実施状況について、プログラム承認年度から目標年度の前年度までの間において、別紙様式第3号により報告に係る年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1) の実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

5 プログラムの評価

- (1)事業実施主体は、プログラムの達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第4号により目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1) の評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けた 取組の実施状況に関し適正になされているかについて評価を行うものとし、その結 果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、 再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- (3)地方農政局長は、(1)により提出を受けた事業評価シートの内容について、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、別紙様式第5号によりその評価を行うものとする。

なお、事業評価にあたっては、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要 に応じ事業実施主体から聞取りを行い、評価結果をとりまとめることとする。

- (4) 地方農政局長(生産局長等を除く。)は、生産局長等に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- (5) 地方農政局長は、事業評価の結果について、別紙様式第5号により速やかに公表するものとする。
- (6) 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別紙様式第6号により提出させるものとする。
- (7) 地方農政局長(生産局長等を除く。)は、(6)により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長等に報告するものとする。
- (8) 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。